(d)　生産物又は役務の購入に関してパレスチナ自治区において課される関税、域内税その他の財政課徴金が免除されることを確保すること。

(e)　生産物又は役務の供給に関連してその役務が必要とされる日本国の自然人又は第三国の自然人に対し、その作業の遂行のためパレスチナ自治区への入域及び同区における滞在に必要な便宜を与えること。

(f)　生産物又は役務が、計画の実施のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

(g)　計画の実施に必要な全ての経費（贈与によって負担されるものを除く。）を負担すること。

(h)　計画の実施に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。

(2)　パレスチナ自治政府行政機関は、要請に応じ、日本国政府に対し、計画に関する必要な情報を提供する。

(3)　パレスチナ自治政府行政機関は、生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

(4)　生産物又は役務は、パレスチナ自治区から輸出され、又は再輸出されてはならない。

8　日本国政府及びパレスチナ自治政府行政機関は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

9　この了解の実施は、パレスチナ自治政府行政機関が暫定合意に従って行使する権限及び遂行する責任の範囲内で、暫定合意に従って行われるものとする。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をＰＬＯに代わって確認される閣下の返簡が日本国政府とＰＬＯとの間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年九月六日にラマッラで

パレスチナ関係担当大使兼
対パレスチナ暫定自治政府
日本国政府代表事務所長　大久保武

パレスチナ解放機構
パレスチナ暫定自治政府のために
シュクリー・ビシャーラ閣下

（パレスチナ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、前記の了解をＰＬＯに代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がＰＬＯと日本国政府との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年九月六日にラマッラで

パレスチナ解放機構
パレスチナ暫定自治政府のために
シュクリー・ビシャーラ

パレスチナ関係担当大使兼
対パレスチナ暫定自治政府
日本国政府代表事務所長　大久保武閣下

○外務省告示第三百九十三号

平成二十八年九月十九日にハバナで、債務救済措置に関する次の書簡の交換がキューバ共和国政府との間に行われた。

平成二十八年十月十三日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千十五年十二月十日から十二日までパリで開催されたキューバ共和国政府の代表者と関係債権諸国政府の代表者との間の協議において到達した結論であって、キューバ共和国の債務の取扱いに関する二千十五年十二月十二日付けの合意議事録に定めるものに基づき日本国政府の代表者とキューバ共和国政府の代表者との間で行われた最近の交渉に言及する光栄を有します。本使は、更に、当該交渉において到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1(1)　この取極は、一方においてキューバ共和国政府及びキューバ共和国の国家企業（以下「債務者」という。）と他方において日本国の居住者である関係債権者（以下「債権者」という。）との間で契約され、かつ、日本国政府が保険を引き受けた弁済期間が一年を超える次の商業上の債務の元本、契約上の利子、繰延利子及び遅延利子の総額に適用される。

(a)　キューバの商業上の債務に係る債務救済措置に関し、千九百八十三年十二月十二日、千九百八十五年二月二十二日、同年十二月二十五日及び千九百八十八年十月十二日に日本国政府とキューバ共和国政府との間で交換された書簡により行われた取極に従って過去に繰り延べられた商業上の債務について、二千十五年十月三十一日の時点で償還されていない元本及び同日以前に生じた未払の繰延利子（その額は、五百八十二億三千五十三万六千四百八十七円（五八、二三〇、五三六、四八七円）となる。）

(b)　千九百八十二年九月一日前に債務者と債権者との間で契約され、かつ、過去に繰り延べられなかった商業上の債務について、二千十五年十月三十一日の時点で償還されていない元本及び同日以前に生じた未払の契約上の利子（その額は、三十二億九千三百二十万四千七百八十円（三、二九三、二〇四、七八〇円）となる。）

(c)　二千十五年十月三十一日以前に生じた未払の全ての遅延利子（その額は、千百九十六億五千百三十一万八千三百六十六円（一一九、六五一、三一八、三六六円）となる。）（以下「遅延利子」という。）

(2)　(1)(a)及び(b)に規定する債務の総額は、六百十五億二千三百七十四万千二百六十七円（六一、五二三、七四一、二六七円）（以下「繰延商業債務」という。）となる。

(3)　(1)及び(2)に規定する額は、両政府の関係当局が行う最終的照合の後に、両政府の関係当局間の合意により修正することができる。

2(1)　キューバ共和国政府は、繰延商業債務の約五十八・八九五パーセントである三百六十二億三千四百五十九万五十円（三六、二三四、五九〇、〇五〇円）（以下「繰延商業債務Ⅰ」という。）を、この書簡の附属書Ⅰに掲げる支払計画に従って、二千十六年十月三十一日に始まる十八回の年賦払により、キューバ国立銀行を通じて円貨により独立行政法人日本貿易保険（以下「ＮＥＸＩ」という。）に支払う。

(2)(a)　キューバ共和国政府は、基金を設立し、キューバ国立銀行にＮＥＸＩ名義の口座（以下「基金」という。）を開設する。繰延商業債務の残額は、二百五十二億八千九百十五万千二百十七円（二五、二八九、一五一、二一七円）（以下「繰延商業債務Ⅱ」という。）であり、この書簡の附属書Ⅱに掲げる計画に従って、二千十六年十月三十一日に始まる五回の年賦払により、円貨によって基金に積み立てられる。基金に積み立てられた額は、日本国の経済産業省、ＮＥＸＩ及びキューバ共和国政府の間で決定される方法に従って、支出され、その支出は、繰延商業債務Ⅱの決済とみなされる。